

# 身体拘束適正化のための行動指針

特定非営利活動法人げんき

## 身体的拘束適正化のための指針

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用児の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

サービスの提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活の確保に努めます。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤ 安易に「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な生活をおくれるよう努めます。

## 根拠となる法律

児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)

## 身体拘束が例外的に認められる場合の要件について

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供することが原則です。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

### ① 切迫性

「利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと」です。身体拘束による心身のダメージを十分に考慮し、本人の生命や身体を保護するうえで身体拘束が必要かどうかを確認する必要があります。

### ② 非代替性

「身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと」をさします。本人の生命と身体を保護するうえでほかに方法がないことを複数の職員で確認することが求められます。身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となり、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

### ③ 一時性

「身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること」です。利用者の状態に応じて身体拘束はもっとも短い時間で実施されなければなりません。

## やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

### ① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、身体拘束廃止委員会など組織として慎重に検討・決定します。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。また、利用者個人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となります。

### ② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることを必要とします。

### ③ 行政への相談・報告

行動制限・身体拘束を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得られるよう努めます。関係機関と連携することで支援について様々な視点からのアドバイスや情報を得ることができます。また、行動改善の取り組みの進捗についても定期的に報告することで、組織的な行動改善に向けて計画的に取り組みの推進を図ることに繋がります。

### ④ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存します。

## 身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

### (1) 身体拘束廃止委員会の設置

当法人では、身体拘束の適正化に向けて身体拘束廃止委員会(虐待防止委員会及び身体拘束廃止委員会)を設置します。

#### ① 設置目的

- ・ 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

#### ② 身体拘束廃止委員会の開催

委員会の開催は1年に2回以上とし、必要に応じてその都度開催します。緊急な事態(数時間以内に身体拘束を要す場合等)は、職員より管理者に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催します。

### (2) 身体拘束適正化のための職員研修

当法人では職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。実施の内容は開催の都度、記録を作成します。

### (3) やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

#### ①検討会の実施

やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性、②非代替性、③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明を行います。また、廃止に向けた取組改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

#### ② 本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、理解が得られるように努めます。

#### ③ 記録と再検討

身体拘束の内容、時間帯、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保管します。

#### ④ 身体拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人や家族の了承のもと再手続なく同様の対応を実施します。

## 指針の閲覧について

当法人の身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。

#### 附 則

この指針は、令和2年5月1日より施行する。

この指針は、令和5年6月1日より施行する。